

県外における妊産婦、乳児健康診査及び新生児聴覚検査費用等の支払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき市が行う、妊産婦、乳児健康診査及び新生児聴覚検査（医療保険の適用を受ける検査を除く）に関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

妊産婦及び乳児健康診査受診時に福井市内に住所を有する者及び新生児聴覚検査受診時に母親が福井市内に住所を有する者で、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。また、上記の者で、県外の医療機関又は助産所において、医療機関に委託して行う福井市妊産婦、乳児健康診査及び新生児聴覚検査実施要領（平成24年4月1日適用。以下「実施要領」という。）の規定による健康診査と同等水準の妊産婦、乳児健康診査（1か月児健康診査に限る。以下同じ。）及び新生児聴覚検査を受けた者とする。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、健康診査実費分（健康診査手数料）とし、1回あたりの助成上限額は、次表のとおりとする。

検査内容	令和6年度受診分助成上限額	令和7年度受診分助成上限額
子宮頸がん検診	6,290円	6,290円
初期血液検査	10,090円	10,060円
妊産婦健康診査	6,450円	6,490円
HTLV-1抗体検査	2,290円	2,290円
性器クラミジア検査	1,930円	1,880円
産婦健康診査	5,000円	5,000円
新生児聴覚検査	5,600円	5,600円
1か月児健康診査	5,730円	5,760円

(健康診査の回数)

第4条 支払いの対象となる妊婦一般健康診査の回数は、14回から当該対象者が既に県内において受診した回数を控除した回数を上限とする。ただし、多胎児を妊娠している妊婦は、19回から当該対象者が既に県内において受診した回数を控除した回数を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妊産婦、乳児健康診査及び新生児聴覚検査費助成事業申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、妊産婦、乳児健康診査及び新生児聴覚検査を最後に受診した日から1年を経過する日が属する月の末日までに、市長に申請するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(1) 妊産婦、乳児健康診査及び新生児聴覚検査費助成事業申請書兼請求書

(様式第1号)

(2) 明細書（様式第2号）

(3) 受診した医療機関又は助産所が発行した領収書

(4) 母子健康手帳

(5) 福井市の交付した妊産婦、乳児健康診査及び新生児聴覚検査受診票

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、当該申請書及び当該申請に係る添付書類の審査等を行い、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づき決定を行ったときは、次の各号に掲げる決定の区分に従い、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 助成金の交付をする旨の決定 県外における妊婦一般健康診査費助成事業助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第3号）、及び県外における産婦一般健康診査費助成事業助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第4号）、及び県外における乳児一般健康診査費助成事業助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第5号）、及び県外における新生児聴覚検査費助成事業助成金交付決定通知書兼交付額決定通知書（様式第6号）

(2) 助成金の交付をしない旨の決定 県外における妊産婦、乳児一般健康診査費及び新生児聴覚検査費等助成金不交付通知書（様式第7号）

(助成金の交付方法)

第6条 助成金の交付は申請者が指定する金融機関等の口座（銀行、農業共同組合、信用金庫及び信用組合、ゆうちょ銀行のものに限る）に助成金を振込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消)

第7条 市長は、申請者が偽りその他の不正な手段によって交付決定を受けたと認めるときは、規則第15条第2項の規定により、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る助成金がすでに交付されているときは、規則第16条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附則

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年 3月 31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年 7月 9日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。